

ASHIGIN WEALTH REPORT

ウェルス・レポート

2021.11.25

VOL. 6

生命保険を活用した相続対策

相続対策を考えるうえで、生命保険を活用することは有効な方法です。
今回は生命保険を活用した相続対策についてご説明いたします。

4つの効果と注意点

①非課税枠の活用(相続税法12条)

相続税は相続時の財産評価額を基に計算されますが、保険には、次の理由から相続財産の評価額を引き下げる効果があります。

生命保険の主たる利用目的は、被保険者が亡くなった場合に受取人に指定された方が保険金を受取れることです。このとき、受取る保険金を死亡保険金といい、遺された家族の生活保障という大切な目的を果たします。

遺された家族の生活を保障するという目的のため、死亡保険金には非課税枠が設けられています。生命保険金の非課税枠が適用されることで、財産評価額より法定相続人数 × 500 万円を控除することができます。



②受取人の指定が可能(遺言効果) 効果が期待できます。

通常、被相続人(亡くなられた方)の財産を相続する場合、遺産分割協議を行う必要があります。しかし、生命保険は受取人の指定ができるため、遺産の分割を巡る争いが起きる心配がありません。つまり、生命保険には遺言に似た

生命保険の死亡保険金は、保険金受取人の固有の財産であり、遺産分割の対象外となります。従って、遺留分[配偶者、直系尊属(親・祖父母)、直系卑属(子・孫)が相続時に法律上取得することが保障されている最低限度の相続分のこと]算定の対



足利銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

象外になるため、“争続”の予防効果もあります。

ただし、死亡保険金が遺産の大部分を占める場合には、特別受益（一部の相続人が被相続人から受けた特別な利益）として、遺留分の算定に加えられることもあります。また、相続税計算上の財産には含まれます（みなし相続財産）。

③相続税納税資金の準備として

相続税の納税は、相続発生日から10か月以内、原則として現金での一括納付が必要となります。不動産や自社株などはすぐに換金が難しいため、一般的に納税資金に充てるには適していません。また、相続を受ける預貯金を充てようとしても相続手続きには手間と時間を要します。

生命保険は受取人単独の手続きで請求ができ、相続が発生した際に支払いが行われるため、相続税納税資金の準備として有効です。

④暦年贈与を活用した資産承継
生前贈与は贈与税がかかりますが、原則、年間110万円までであれば贈与税がかかりません（暦年課税の場合）。

この暦年贈与を活用した資産承継のひとつの方法として、贈与を受けた資金で生命保険に加入する方法があります。

例えば、子供が親から暦年贈与を受け、親を被保険者とした生命保険を契約すると、納税資

金の確保を含め、効果的に次世代への資産承継ができます。

その他にも、子供が自分自身を被保険者としたご契約であれば、ご家族への生活保障や退職後の収入に充てることもできます。

注意点として、贈与に関する法律が将来変更となる可能性がありますので、専門家と相談しながら検討する必要があります。

さいごに

生命保険にはさまざまな種類があり、納税資金の確保のほか、老後の生活資金や施設への入居といったまとまった資金に備えることも出来ます。

一方で、同じ種類の保険であっても、契約者、被保険者、受取人の組み合わせ（契約形態）により、保険金を受け取る際の税金の種類が異なるため注意が必要です。『私の場合、どのように活用したらよいか』などのご不明な点がございましたら、一度、足利銀行までお気軽にご相談ください。



〈あしぎん〉では「相続」に関する各種ご相談を承っております。ぜひお気軽にご相談ください。

休日のご相談は「休日ウェルスサロン」をご利用ください

専門スタッフが対応

完全予約制専用相談ブース

休日に相談

相談無料

所在地 〒320-0857 栃木県宇都宮市鶴田 1-7-5 宇都宮西支店内(2F)

営業日 土曜日・日曜日 ■12月31日～1月3日とその連続する休日、5月3日～5日とその連続する休日は休業

ご予約時間 ①10:00～ ②13:00～ ③15:00～

完全予約制となっておりますので、事前にホームページよりご予約ください。

<https://ashikagabank.resv.jp/>



相続のほかにも大切なおカネについて気になることは〈あしぎん〉にご相談ください

iDeCo NISA 年金 保険の見直し など

